

広報まつさか



松阪ナビのダウンロードはこちらから



命をつなぐ

～三基幹病院における選定療養費～



命をつなぐ

～三基幹病院における選定療養費～

あなたは、
かかりつけ医を
もっていますか？
119番通報をしたことが
ありますか？

いま、過去最高の救急出動件数となっており、救急体制、救急医療はひっ迫している状況です。医療機関の機能や役割に応じた、適切な受診が求められています。
令和6年6月1日から適用の救急車で搬送された際の“選定療養費”について説明します。

選定療養費とは

平成28年4月の健康保険法の改正により、地域医療を支える大きな病院を、かかりつけ医療機関等の紹介状がなく受診した際に、通常の自己負担分に上乗せて保険外費用(特別の料金)を徴収することが義務化されています。

松阪市における三基幹病院(松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院。以下「三病院」)においても7,700円(税込)にて運用を行っています。



医療機関は、その機能と規模によってその地域で担う役割が異なります。たとえば地域の医院や診療所等のかかりつけ医では、がんや心筋梗塞等の手術はできません。

しかし、どのような症状なら大きな病院を受診すべきか、また、どのような症状なら地域の医院・診療所等で対応可能なのか、自己判断できず迷うケースも現実問題として存在します。

そうした場合に、「心配だからとりあえず三病院に行こう」ではなく、「まずは、かかりつけ医や地域の医院・診療所等へ」そして「かかりつけ医が必要と判断した場合は三病院へ紹介」という機能分担・相互連携を行うことが、この選定療養の制度です。



救急搬送における選定療養費の取り扱い



病院と地域の医院・診療所等の機能分担の推進と、地域の救急医療を守るため、6月1日(土)から救急車で搬送された際にも、三病院において以下の対応となります。

(表1)

開始時期	令和6年6月1日(土) 午前8時30分以降
実施病院	松阪中央総合病院・済生会松阪総合病院・松阪市民病院
対応	<p>上記の三病院では、初診時に紹介状なしで受診された際に、選定療養費が必要となります。選定療養費は原則として救急の患者は対象外ですが、救急車利用の場合であっても、基本的に入院に至らなかった軽症の方は、選定療養費の対象となりますのでご注意ください。</p> <p>※個別の病院・医師が患者の状況もふまえ判断されるもので、一律に行うものではありません。</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○紹介状持参の方 <li style="width: 50%;">○入院に至った方 <li style="width: 50%;">○公費負担医療制度の対象の方 <li style="width: 50%;">○災害により被害を受けた方 <li style="width: 50%;">○労働災害、公務災害、交通事故 <li style="width: 50%;">○医師の判断による
料金	7,700円(税込)／件(人)

選定療養費ってなに？

よくあるお問い合わせ

Q & A



「公費負担医療制度」とは具体的にどういったものですか？

病気やケガに対する医療費を国や地方自治体が負担する制度です。病気の種類や患者の状況によって、さまざまな種類があります。

(こども医療費・一人親家庭等医療費助成制度は除く)

○国の公費負担医療制度の対象の方

- ・生活保護の医療
- ・結核医療
- ・特定疾患
- ・小児慢性特定疾患
- ・自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)受給者 等

○松阪市の障がい者医療費の助成制度対象の方

- ・身体障害者手帳1～3級
 - ・療育手帳A1、A2、B1
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級
- 等の方で障がい者医療費助成を受けている方

※該当される方は、受診した際に受給者証や手帳の提示を行ってください。



熱中症の場合、どうなりますか？

上記(表1)の対応となり、傷病名等で例示することはできません。個別の病院・医師において、患者の状況をふまえ判断されます。



松阪市民が対象ですか？

三病院に救急車で搬送された方が対象となります。住所要件はありません。



第三者が救急車を要請した場合は、誰が支払うのですか？

医療費と同様に、病院で治療を受けた方となります。



知っておきたい 3つの電話相談サービス

対処方法に
迷ったら

松阪地区
救急相談ダイヤル24

よ い きゅうきゅう いい な
0120-4199-17

対応時間 24時間 365日

○急な病気 ○夜中にケガ
○熱が下がらない

病院を受診した方が良いか、
不安なので相談したいなど



電話の向こうは、
看護師・保健師・医師の資格を持つ
オペレーター。
自分で判断するのが難しい時、緊
急性の高さを見極めて状況に合っ
たアドバイスをしてくれます。



夜間、
子どもの
相談は!

みえ
子ども医療ダイヤル

**#8000 または
059-232-9955**

【月～土】19:30～翌8:00
【日・祝・年末年始】8:00～翌8:00

こどもの病気、薬、事故等に
関しての相談など



今診てもらえる
医療機関は?

三重県
救急医療情報センター

059-229-1199

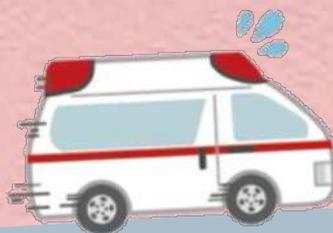
医療ネットみえ

<https://www.qq.pref.mie.lg.jp>



救急車の

適正利用を!



緊急性のない場合は、
まずはかかりつけ医や
地域の医院・診療所に
相談・受診をお願いします。

突然のこんな症状の時にはすぐ**119**番!!

高齢者

顔

- 顔半分が動きにくい、しびれる
- 笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくい
- 見える範囲が狭くなる
- 周りが二重に見える



頭

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- 急にふらつき、立ってられない

胸や背中

- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 旅行などの後に痛み出した
- 痛む場所が移動する

おなか

- 突然の激しい腹痛
- 血を吐く

手・足

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる



意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)

けいれん

- けいれんが止まらない

けが・やけど

- 大量の出血を伴うけが
- 広範囲のやけど



吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- 物をのどにつまらせた

事故

- 交通事故や転落、転倒で強い衝撃を受けた



◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合◎
 高齢者は自覚症状が出にくい場合もありますので注意しましょう。

総務省消防庁発行「救急車利用リーフレット」から引用

松阪市休日・夜間応急診療所

松阪市健康センターはるる内(松阪市春日町一丁目19番地)

【毎日】20:00~22:30(受付20:00~22:00)
 【日曜日・祝日・年末年始】9:00~12:00、14:00~17:00
 (受付8:45~11:30、13:45~16:30)
 【土曜日】24:00~翌6:00(受付 24:00~翌5:30)

診療時間

【お問い合わせ】

☎ 0598-23-1364

FAX 0598-26-4951

